

旧	新
<p>○横浜市火災警報規則</p> <p>横浜市火災警報規則を次のように定める。</p> <p>横浜市火災警報規則</p> <p>（警報の発令及び解除）</p> <p>第2条 警報は、次の各号の一に該当する場合に発令し、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により警報を発令しないことがある。</p> <p>(1) 実効湿度が60パーセント以下であって、相対湿度が35パーセント以下となったとき。</p> <p>(2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</p> <p>(3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（警報の信号）</p> <p>第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防局、消防署及び消防出張所又は消防団器具置場その他消防局長が指定する場所において行うものとする。</p>	<p>○横浜市火災警報規則</p> <p>横浜市火災警報規則を次のように定める。</p> <p>横浜市火災警報規則</p> <p>（警報の発令及び解除）</p> <p><u>第2条 市長は、次のいずれかに該当するときは、警報を発令する。</u></p> <p><u>(1) 市域に乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が発表され、かつ、火災発生及び延焼拡大のおそれが著しいと市長が認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合のほか、気象の状況が火災の予防上危険であると市長が認めるとき。</u></p> <p><u>2 市長は、次のいずれかに該当するときは、発令した警報を解除する。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に該当して警報を発令した場合で、乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合のほか、警報の必要がなくなると認めるとき。</u></p> <p>（警報の信号）</p> <p>第3条 警報の発令及び解除の信号は、消防局、消防署及び消防出張所又は消防団器具置場において行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>